

# 岡山県公報

発行  
岡山県



## 目次

担当課（室）

### 【規則】

- 知事の所管に属する公益信託に係る許可及び監督に関する規則を廃止する規則
- 民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 岡山県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則
- 岡山県自然保護条例施行規則の一部を改正する規則
- 岡山県希少野生動植物保護条例施行規則の一部を改正する規則
- 岡山県精神保健福祉センター条例施行規則の一部を改正する規則  
（以上県例規集掲載）
- 岡山県公益認定等委員会事務局設置規程の一部改正  
（県例規集掲載）

### 【告示】

- 電柱その他の工作物の設置を目的として行政財産を使用する場合の使用料の額の一

総務学事課

デジタル推進課

自然環境課

〃

〃

健康推進課

総務学事課

財産活用課

## 目次

- 部改正
- 岡山県中小企業振興資金融資制度要綱の廃止
- 岡山県中小企業経営安定特別対策資金融資制度要綱の廃止
- 岡山県中小企業経営革新等支援資金融資制度要綱の廃止
- 岡山県中小企業支援資金融資制度要綱の一部改正
- 岡山県製造業設備投資サポート資金融資制度要綱の廃止
- 岡山県中小企業者等向け融資制度に基づく融資資金の融資期間の延長に関する要綱の一部改正
- 岡山県道路占用料等徴収条例に基づき知事が定める市町村の区域の一部改正  
（以上県例規集掲載）
- 令和八年度県統計調査の実施
- 指定居宅サービスの事業の廃止
- 指定居宅サービス事業者の指定の一部の効力の停止
- 保安林の解除予定
- 道路の区域変更
- 道路の供用開始
- 岡山港（福島・高島地区）港湾施設の指定管理者の指定

経営支援課

〃

〃

〃

〃

〃

道路整備課

統計分析課

指導監査課

〃

治山課

道路整備課

港湾課

担当課（室）



◎岡山県規則第十一号

知事の所管に属する公益信託に係る許可及び監督に関する規則を廃止する規則を次のように定める。

令和八年三月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

知事の所管に属する公益信託に係る許可及び監督に関する規則を廃止する規則

知事の所管に属する公益信託に係る許可及び監督に関する規則（昭和五十九年岡山県規則第四十号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

◎岡山県規則第十二号

民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年三月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則

民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成十七年岡山県規則第百三十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（以下「磁気ディスク等」という）を「電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ）」に改め、同項第二号中「磁気ディスク等」を「電磁的記録媒体」に改める。

第四条及び第七条第一項第二号中「磁気ディスク等」を「電磁的記録媒体」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

◎岡山県規則第十三号

岡山県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年三月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則

岡山県立自然公園条例施行規則（昭和四十八年岡山県規則第四十六号）の一部を次のように改正する。

第十二条第四項中「前項各号」を「第二項各号」に改める。

第十五条第十七号の三中「電話線又は」を「電話線若しくは」に改め、同条第十七号の五中「設備を」を「工作物（当該電柱の色彩と同等と認められない電柱の支柱を除く。）を新築、」に改め、同条第十七号の八中「防除」の下に「若しくは当該防除に係る調査」を加え、同条第十七号の十中「ために」を「目的で」に、「又は当該」を「、当該」に改め、同条第五十五号中「こと」の下に「（正当な理由がなくて行う場合を除く。）」を加え、同条第五十八号中「森林」の下に「、牧野、草原若しくは農地」を加え、同条第六十号中「防除」の下に「又は当該防除に係る調査」を加え、同条第一百六号中「同法第二十条第一項若しくは第二項の規定により不定期航路事業の届出をした者又は」を削り、「が当該」を「、同法第二十二條第一項の規定により一般不定期航路事業の登録を受けた者又は同法第二十三條第一項の規定により貨物専用不定期航路事業の届出をした者が当該」に改める。

第二十二條第三項第一号中「以上」を「程度」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 海上運送法等の一部を改正する法律（令和五年法律第二十四号）附則第六条第五項の規定により引き続き人の運送をする不定期航路事業を営むことができる場合においては、その者を海上運送法（昭和二十四年法律第八十七号）第二十二條第一項の登録を受けた者とみなして、改正後の第十五条第一百十六号の規定を適用する。

◎岡山県規則第十四号

岡山県自然保護条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年三月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県自然保護条例施行規則の一部を改正する規則

岡山県自然保護条例施行規則（昭和四十八年岡山県規則第六十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一の一の項ハのト及び別表第二の一の項へ中「第四十条第一項」を「第六十六条第一項」に、「第二項」を「第三項」に改める。

別表第二の十一の項チ中「同法第二十条第一項若しくは第二項の規定により不定期航路事業の届出をした者又は」を削り、「が当該」を「、同法第二十二條第一項の規定により一般不定期航路事業の登録を受けた者又は同法第二十三條第一項の規定により貨物専用不定期航路事業の届出をした者が当該」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 海上運送法等の一部を改正する法律（令和五年法律第二十四号）附則第六条第五項の規定により引き続き人の運送をする不定期航路事業を営むことができる場合においては、その者を海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第二十二条第一項の登録を受けた者とみなして、改正後の別表第二の十一の項チの規定を適用する。

◎岡山県規則第十五号

岡山県希少野生動植物保護条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年三月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県希少野生動植物保護条例施行規則の一部を改正する規則

岡山県希少野生動植物保護条例施行規則（平成十五年岡山県規則第四百号）の一部を次のように改正する。

第四条第三号イ中「第十条の三」を「第十条の三第一項」に改め、同条第四号ハ中「第四十条」を「第六十六条」に改める。

第十二条第一号ト中「第四十条」を「第六十六条」に改め、同条第八号リ中「同法第二十条第一項若しくは第二項の規定により不定期航路事業の届出をした者又は」を削り、「が当該」を、「同法第二十二条第一項の規定により一般不定期航路事業の登録を受けた者又は同法第二十三条第一項の規定により貨物専用不定期航路事業の届出をした者が当該」に改める。

第十五条第一号ハ中「第四十条」を「第六十六条」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和八年四月一日から施行する。ただし、第四条第四号ハ、第十二条及び第十五条第一号ハの改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 海上運送法等の一部を改正する法律（令和五年法律第二十四号）附則第六条第五項の規定により引き続き人の運送をする不定期航路事業を営むことができる場合においては、その者を海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第二十二条第一項の登録を受けた者とみなして、改正後の第十二条第八号リの規定を適用する。

◎岡山県規則第十六号

岡山県精神保健福祉センター条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年三月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県精神保健福祉センター条例施行規則の一部を改正する規則

岡山県精神保健福祉センター条例施行規則（昭和四十六年岡山県規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第一条の二第二項第四号及び第二項第八号中「類する診断書」を「類する書類」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岡山県訓令  
◎岡山県教育委員会訓令第二号  
岡山県警察訓令

岡山県公益認定等委員会事務局設置規程  
の一部を次のように改正する。

令和八年三月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太  
岡山県警察本部 警 教 庁  
岡山県訓令 部 育 中 一 般  
岡山県警察訓令  
平成二十年岡山県教育委員会訓令第一号

岡山県知事 伊原木 隆 太  
岡山県警察本部 長 工 藤 陽 代 会  
第二条第二項中「を所管する」を「又は公益信託（公益信託に関する法律（令和六年法律第三十号）第二条第一項第一号に規定する公益信託をいう。以下同じ。）を所管する」に改める。

第五条中「公益法人」の下に「又は公益信託」を加える。

附 則

この訓令は、令和八年四月一日から施行する。

令和8年3月24日 岡山県公報 第12788号

◎岡山県告示第百二十一号

電柱その他の工作物の設置を目的として行政財産を使用する場合の使用料の額（令和六年岡山県告示第百十九号）の一部を次のように改正する。

令和八年三月二十四日

二の表中備考以外の部分を次のように改める。

岡山県知事 伊原木 隆 太

使用物件	単位	使用物件の所在地				
		第一級地	第二級地	第三級地	第四級地	第五級地
共架電線その他上空に設ける線類	長さ一メートルにつき一年	一九円	八円	六円	五円	五円
地下に設ける電線その他の線類	長さ一メートルにつき一年	一二円	五円	四円	三円	三円
地上に設ける変圧器	一個につき一年	一、九〇〇円	八二〇円	五九〇円	五〇〇円	四六〇円
地下に設ける変圧器	使用面積一平方メートルにつき一年	一、二〇〇円	五〇〇円	三六〇円	三一〇円	二八〇円
変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	一個につき一年	三、九〇〇円	一、七〇〇円	一、二〇〇円	一、〇〇〇円	九四〇円
郵便差出箱及び信書便差出箱		一、六〇〇円	七一〇円	五〇〇円	四三〇円	三九〇円
広告塔	表示面積一平方メートルにつき一年	三三、〇〇〇円	五、四〇〇円	一、九〇〇円	九〇〇円	五八〇円
水管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件	外径が〇・〇七メートル未満のもの	八二円	三五円	二五円	一二円	二〇円
	外径が〇・〇七メートル以上〇・一メートル未満のもの	一二〇円	五〇円	三六円	三一円	二八円
	外径が〇・一メートル以上〇・一五メートル未満のもの	一七〇円	七六円	五四円	四六円	四二円

二の表の備考一(4)中「以外の」の下に「県内の」を加え、同(4)を同一(5)とし、同一(3)中「井原市」を削り、同(3)を同一(4)とし、同一中(2)を(3)とし、(1)を(2)とし、同(2)の前に次のように加える。

附則 (1) 第一級地 都の特別区

その他のもの	道路不用地等に設置する工用施設及び工用材料	標識	看板		外径が○・一五メートル以上○・二メートル未満のもの															
			その他のもの	一時的に設けるもの	外径が一メートル以上のもの	外径が○・七メートル以上一メートル未満のもの	外径が○・四メートル以上○・七メートル未満のもの	外径が○・三メートル以上○・四メートル未満のもの	外径が○・二メートル以上○・三メートル未満のもの	外径が○・一五メートル以上○・二メートル未満のもの	外径が○・一〇メートル以上○・一五メートル未満のもの	外径が○・七メートル以上○・一〇メートル未満のもの	外径が○・五メートル以上○・七メートル未満のもの							
使用面積一平方メートルにつき一年	使用面積一平方メートルにつき一月	一本につき一年	表示面積一平方メートルにつき一年	表示面積一平方メートルにつき一月	二、三〇〇円	一、二〇〇円	八二〇円	四七〇円	三五〇円	一三〇円	一、七〇〇円	一、〇〇〇円	三五〇円	二〇〇円	一五〇円	一、二〇〇円	一四〇円	一一〇円	九二円	八五円
三、九〇〇円	三、三〇〇円	三、一〇〇円	三三、〇〇〇円	三、三〇〇円	一、〇〇〇円	五〇〇円	三五〇円	二五〇円	二〇〇円	七二円	一、七〇〇円	一、〇〇〇円	三六〇円	二二〇円	一一〇円	九六〇円	一一〇円	九二円	八五円	五八円
一、七〇〇円	五四〇円	一、三〇〇円	五、四〇〇円	五四〇円	七二〇円	三六〇円	二五〇円	二〇〇円	一四〇円	七二円	一、二〇〇円	七二円	三六〇円	二二〇円	一一〇円	九六〇円	一一〇円	九二円	八五円	五八円
一、〇〇〇円	九〇円	八二〇円	九〇〇円	九〇円	六一〇円	三一〇円	二二〇円	一一〇円	一一〇円	六一円	一、〇〇〇円	六一円	三一〇円	二二〇円	一一〇円	九六〇円	一一〇円	九二円	八五円	五八円
九四〇円	五八円	七五〇円	五八〇円	五八円	五六〇円	二八〇円	二〇〇円	一一〇円	一一〇円	五八円	九四〇円	五八円	二八〇円	二〇〇円	一一〇円	九六〇円	一一〇円	九二円	八五円	五八円

(施行期日)

1 この告示は、令和八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現に使用の許可を受けている行政財産である土地の使用に係る使用料については、なお従前の例による。ただし、当該許可に係る付款に使用料について特別の定めのある場合は、当該付款の定めるところによる。

◎岡山県告示第百二十二号

岡山県中小企業振興資金融資制度要綱(昭和五十七年岡山県告示第三百六十九号)は、  
廃止する。

令和八年三月二十四日

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

岡山県知事 伊原 木 隆 太

◎岡山県告示第百二十三号

岡山県中小企業経営安定特別対策資金融資制度要綱（平成十三年岡山県告示第六百二十六号）は、廃止する。

令和八年三月二十四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

◎岡山県告示第百二十四号

岡山県中小企業経営革新等支援資金融資制度要綱（平成十六年岡山県告示第百二十九号）は、廃止する。

令和八年三月二十四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

◎岡山県告示第百二十五号

岡山県中小企業支援資金融資制度要綱（平成二十一年岡山県告示第百四十三号）の一部を次のように改正する。  
令和八年三月二十四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

第二条に次の一号を加える。

二十一 モニタリング強化型特別保証 モニタリング強化型特別保証制度要綱（二〇二六〇一一九中序第一号）に基づき全国的に統一して設けられた信用保証制度をいう。

第四条に次の一号を加える。

十五 別表第十五号に掲げる資金の融資を受けようとする者にあつては、モニタリング強化型特別保証を受けること。

第八条中「から4まで」を「又は3」に改める。

次のいずれかに該当し、経営の安定に支障を来している中小企業者又は組合	(1) 経営の維持及び安定のために必要な運転資金及び設備資金（土地の取得資金を除く。）	同上	10年以内（2年以内）	同上	融資の対象者が1から3までのいずれかである場合は、年は、年2.05%以内 融資の対象者が4である場合は、年は、年1.15%以内。ただし、融資の実行の日から2年間又は、年0.50%以内
1 特定中小企業者					
2 為替相場の変動により事業活動に影響を受けている者					
3 次のいずれかに該当する者	(2) 知事が別に定める既往の借入金 の返済資金 (融資の対象者が4の場合を除く。)				
(1) 最近3月間の平均売上高又は平均販売数量（建設業にあつては、完成工事高又は受注残高。以下「平均売上高」という。）が前年同期の平均売上高等に比して5%以上減少している者					
(2) 最近3月間の平均売上総利益率又は平均営業利益率が前年同期の平均売上総利益率又は平均営業利益率に比して5%以上減少している者					
4 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス）（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、					

別表第十一号中

を

<p>人に伝染する能力を有するものが新たに報告されたものに限る。)である感染症をいう。)の影響を受け、原油価格・物価高騰により、次のいずれかに該当する者</p> <p>(1) 最近1月間の売上高又は販売数量(建設業にあつては、完成工事高又は受注残高。以下「売上高等」という。)が前年同期の売上高等に比して5%以上減少しており、かつ、今後2月を含む3月間の平均売上等が前年同期の平均売上等に比して5%以上減少することが見込まれる者</p> <p>(2) 最近1月間の売上総利益率又は営業利益率が前年同期の売上総利益率又は営業利益率に比して5%以上減少しており、かつ、今後2月を含む3月間の平均売上総利益率又は平均営業利益率が前年同期の平均売上総利益率又は平均営業利益率に比して5%以上減少することが見込まれる者</p>						
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--	--	--	--	--	--

<p>次のいずれかに該当し、経営の安定に支障を来している中小企業者又は組合</p> <p>1 特定中小企業者</p> <p>2 為替相場の変動により事業</p>	<p>(1) 経営の維持及び安定のために必要な運転資金及び設備資金(土地の取得資</p>	<p>同 上</p>	<p>10年以内(2年以内)</p>	<p>同 上</p>	<p>同 上</p>
----------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------	------------	--------------------	------------	------------

活動に影響を受けている者 3 次のいずれれかに該当する者 (1) 最近3月間の平均売上高又は平均販売数量(建設業にあっては、完成工事高又は受注残高。以下「平均売上高等」という。)が前年同期の平均売上高等に比して5%以上減少している者 (2) 最近3月間の平均売上総利益率又は平均営業利益率が前年同期の平均売上総利益率又は平均営業利益率に比して5%以上減少している者	金を除く。) (2) 知事が別に定める既往の借入金 <sup>の返済資金</sup>				
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------	--	--	--	--

に改め、回表第十一号中「年2.05%以内」を「同上」

に改め、回表第十一号中「年0.30%」を「年0.40%」に改め、回表に次のように加える。

15	モニター型強化型特別資金	モニター型強化型特別保証の対象となる者	(1) 事業経営に必要な運転資金及び設備資金(土地取得資金を除く。) (2) 知事が別に定める既往の借入金の返済資金	同上	同上	同上	年2.20%以内	同上	同上	同上
----	--------------	---------------------	---------------------------------------------------------------	----	----	----	----------	----	----	----

別表備考1中「第11号に掲げる資金(回号の融資の対象者の欄4に該当する者に限る。)及び」を記す。付表五中備考以外の部分を次のように改める。

付表5

	区分									
		1	2	3	4	5	6	7	8	9

協調支援型特別保証の申込人資格要件（1）に該当し、保証協会への保証申込日が令和8年4月1日から令和9年3月31日まで	1.27	1.17	1.04	0.90	0.77	0.67	0.54	0.40	0.30
協調支援型特別保証の申込人資格要件（1）に該当し、保証協会への保証申込日が令和9年4月1日から令和10年3月31日まで	1.43	1.32	1.17	1.02	0.87	0.75	0.60	0.45	0.34
協調支援型特別保証の申込人資格要件（2）に該当する場合	1.43	1.32	1.17	1.02	0.87	0.75	0.60	0.45	0.34
モニタリング強化型特別保証の申込人資格要件に該当する場合	0.95	0.88	0.78	0.68	0.58	0.50	0.40	0.30	0.23

(単位：%)

附 則

- 1 (施行期日) この告示は、令和八年四月一日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この告示による改正前の岡山県中小企業支援資金融資制度要綱別表第十一号、第十三号及び第十四号に掲げる資金であつて、令和八年三月三十一日までに岡山県信用保証協会が保証の申込みを受け付けた資金については、なお従前の例による。

◎岡山県告示第百二十六号

岡山県製造業設備投資サポート資金融資制度要綱（平成二十四年岡山県告示第百九号）は、廃止する。

令和八年三月二十四日

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

岡山県知事 伊原 木 隆 太

◎岡山県告示第百二十七号

岡山県中小企業者等向け融資制度に基づく融資資金の融資期間の延長に関する要綱  
(平成二十五年岡山県告示第十号)の一部を次のように改正する。

令和八年三月二十四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

第二条中「次に掲げる要綱」を「岡山県中小企業支援資金融資制度要綱(平成二十一年岡山県告示第百四十三号。以下「融資制度要綱」という。)」に改め、「融資資金(」の下に「融資制度要綱別表第四号に掲げる資金を除き、」を、「限る。」の下に「以下同じ。」を加え、同条各号を削る。

第三条中「前条各号に掲げる要綱のいずれか」を「融資制度要綱」に、「同条各号に掲げる要綱」を「融資制度要綱」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

◎岡山県告示第百二十八号

岡山県道路占用料等徴収条例に基づき知事が定める市町村の区域（平成二十七年岡山県告示第百五十号）の一部を次のように改正する。

令和八年三月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

表第四級地の項中「井原市」を削り、同表第五級地の項中「高梁市」を「井原市、高梁市」に改める。

附 則

この告示は、令和八年四月一日から施行する。

# 令和8年3月24日 岡山県公報 第12788号

## ◎岡山県告示第百二十九号

令和八年度において、次の県統計調査を実施する。

令和八年三月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

### 一 岡山県毎月流動人口調査

- 1 県統計調査の目的  
県内に常住する人口の市区町村分布及びその流動状況を明らかにし、県政施策の基礎資料を得る。

### 2 県統計調査の対象の範囲

県内全市町村

### 3 報告を求めるとする事項及びその基準となる期日又は期間

- (1) 報告を求めるとする事項  
転入、転出、出生、死亡、職権登録、職権消除、帰化及び国籍喪失に係る個々の数（日本人又は外国人の別）
- (2) その基準となる期日又は期間  
毎月

### 4 報告を求めるとする者

県内全市町村長

### 5 報告を求めるとするために用いる方法

オンライン調査

### 6 報告を求めるとする期間

毎月

### 7 実施部課名

総合政策局統計分析課

### 二 岡山県鉱工業指数作成調査

### 1 県統計調査の目的

県内の鉱工業生産活動の動向を数量的に把握し、経済指標の一つである岡山県鉱工業の指数（生産、出荷及び在庫）を作成するための基礎資料を得る。

### 2 県統計調査の対象の範囲

製造業の事業所のうち知事が指定するもの

### 3 報告を求めるとする事項及びその基準となる期日又は期間

- (1) 報告を求めるとする事項  
生産、出荷及び在庫の数量
- (2) その基準となる期日又は期間  
毎月末日

### 4 報告を求めるとする者

2の事業所のうち約四十五事業所

### 5 報告を求めるとするために用いる方法

郵送調査

### 6 報告を求めるとする期間

毎月

### 7 実施部課名

総合政策局統計分析課

### 三 県内事業所の男性育休取得状況等に関する調査

### 1 県統計調査の目的

県内の民間事業所における男性育休の取得状況、取得に当たった課題、事業所が女性活躍を推進する上での課題、これらの課題の解決に向けた支援ニーズ等を把握し、更なる女性活躍・少子化対策事業の企画立案をするための基礎資料とすることを目的とする。

2 県統計調査の対象の範囲  
岡山県全域

3 報告を求めるとする事項及びその基準となる期日又は期間

(1) 報告を求めるとする事項

企業規模等の事業所に関する事項、事業所における育児休業取得の現状等及び女性活躍推進に関する事項

(2) その基準となる期日又は期間

調査実施年度の前年度の一年間

4 報告を求めるとする者

常用労働者数五人以上二十九人以下の事業所のうち二千事業所及び常用労働者三十人以上の事業所のうち二千事業所

5 報告を求めるとする期間

郵送調査

6 報告を求めるとする期間

一年

7 実施部課名

県民生活部人権・男女共同参画課

四 岡山県景況調査

1 県統計調査の目的

県内の製造業及び商業を営む中小企業を対象として、定期に景況等の実態を調査・把握し、県の産業支援策検討の基礎資料として活用する。

2 県統計調査の対象の範囲

(1) 地域的範囲

岡山県全域

(2) 属性的範囲

県内の中小企業

3 報告を求めるとする事項及びその基準となる期日又は期間

(1) 報告を求めるとする事項

ア 景況

イ B C P (事業継続計画)

ウ 米国の関税政策の影響

エ コロナ特別融資

オ 金融相談

(2) その基準となる期日又は期間

毎年四月一日、七月一日、十月一日及び一月一日

4 報告を求めるとする者

七百五十事業所

5 報告を求めるとする方法

オンライン調査、メール及びFAX

6 報告を求めるとする期間

毎年四月、七月、十月及び一月の中旬

7 実施部課名

産業労働部経営支援課

五 県内中小企業に対するアンケート調査

1 県統計調査の目的

県内の中小企業及び小規模事業者を対象として、アンケート調査を実施し、様々な社会情勢の変化が企業活動に及ぼす影響の実態を把握し、県の産業支援策検討の基礎資料として活用する。

2 県統計調査の対象の範囲

(1) 地域的範囲

岡山県全域

(2) 属性的範囲

県内の中小企業及び小規模事業者

3 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

(1) 報告を求める事項

ア 業種

イ 従業員数及び従業員の雇用の状況

ウ 前年同月と比較した売上高及び営業利益の状況

エ コスト（原材料費、仕入費用、燃料費、労務費及び人件費）の状況

オ 価格転嫁の状況

カ 経営課題

キ 海外ビジネスの状況

(2) その基準となる期日又は期間

毎年六月一日及び十一月一日

4 報告を求める者

約四千事業所

5 報告を求めるために用いる方法

オンライン調査、メール及びFAX

6 報告を求める期間

毎年六月及び十一月の中旬

7 実施部課名

産業労働部経営支援課

六 岡山県観光客動態調査

1 県統計調査の目的

県内の観光地の観光客数、観光の内容等を把握するとともに、暦年比較及び傾向分析を行うことにより、今後の観光施策立案のための基礎資料を得る。

2 県統計調査の対象の範囲

(1) 県の観光地点等名簿に掲げる観光地点及び行祭事・イベント（以下「観光地点等」という。）のうち、前年の観光入込客数が一万人以上又は前年の特定月の観光入込客数が五千人以上であるもの

(2) 県内の十箇所主要観光地を訪れた観光客

3 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

(1) 報告を求める事項

ア 2(1)の観光地点等を対象とする調査にあつては、観光地点の概要、観光入込客数の把握方法、当該観光地点等ごとの月別観光入込客数、開催期間、地域区分、日常又は非日常の利用の別及び活動情報

- イ 2 (2)の観光客を対象とする調査にあつては、居住地、性別、年齢、日帰り又は宿泊の別、旅行の目的、旅行の人数、観光地の訪問回数、岡山県の訪問回数、利用した交通機関、旅行費用、観光に来たきっかけ、旅行の満足度、岡山県再訪問の意思及び岡山県訪問の感想
  - (2) その基準となる期日又は期間
    - ア 2 (1)の観光地点等を対象とする調査にあつては、四半期ごと
    - イ 2 (2)の観光客を対象とする調査にあつては、四半期ごとに各一日程度
- 4 報告を求める者
    - (1) 2 (1)の観光地点等を対象とする調査にあつては、当該観光地点等を管理又は主催する約六百の企業、法人及び団体
    - (2) 2 (2)の観光客を対象とする調査にあつては、当該観光客のうち約六千人
  - 5 報告を求めるために用いる方法
    - (1) 2 (1)の観光地点等を対象とする調査にあつては、オンライン調査、郵送、電話及びFAX
    - (2) 2 (2)の観光客を対象とする調査にあつては、調査員調査
  - 6 報告を求める期間  
毎四半期
  - 7 実施部課名  
産業労働部観光課
- 七 大学等在籍・就職状況等に係る調査
    - 1 県統計調査の目的  
大学等新卒者の人材還流や定着につながる就職支援について、有効な対策を講じるための現状把握の一環として実施する。
    - 2 県統計調査の対象の範囲  
県外の大学並びに県内の大学、大学院、短期大学及び高等専門学校及び職業能力開発大学校
    - 3 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間
      - (1) 報告を求める事項  
在籍学生数、前年度卒業業者数、前年度卒業者のうち就職者数、前年度卒業者のうち岡山県内就職者数（いずれの項目も男女別。全体と県内出身者のそれぞれについて回答。在籍学生数については県外の大学のみにおいて把握）
      - (2) その基準となる期日又は期間  
調査票記入日現在（ただし、前年度卒業業者は、前年度一年間の実績）
    - 4 報告を求める者  
県外の大学のうち平成二十九年年度に県内高校を対象に実施した大学進学先調査において、進学者の多かった上位約二百五十校並びに県内の大学、大学院、短期大学、高等専門学校全数及び職業能力開発大学校全数
    - 5 報告を求めるために用いる方法  
オンライン調査
    - 6 報告を求める期間  
一年
    - 7 実施部課名  
産業労働部労働雇用政策課

◎岡山県告示第百三十号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条第二項の規定により、次のとおり指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

令和八年三月二十四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

なかよし指定通所介護事業所

2 所在地

井原市高屋町二丁目一四番地の六

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社なかよし

2 所在地

広島県福山市木之庄町四丁目五番二五号

三 廃止の届出を受理した年月日

令和八年三月十二日

四 介護保険事業所番号

三三七〇七〇〇三八一

五 サービスの種類

通所介護

◎岡山県告示第百三十一号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十七条第一項の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者の指定の一部の効力を停止した。

令和八年三月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

ヘルパーステーション 自由が丘

2 所在地

苫田郡鏡野町奥津川西二四四―二

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社 J-C l a s s

2 所在地

苫田郡鏡野町奥津八四―六

三 指定の一部の効力の停止の内容及び期間

1 内容

介護報酬の請求上限七割

2 期間

令和八年四月一日から同年六月三十日まで

四 介護保険事業所番号

三三七三五〇〇四七三

五 サービスの種類

訪問介護

◎岡山県告示第百三十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

令和八年三月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 解除予定保安林の所在場所

総社市宍粟字北高山一の一三（国有林）、一の一四（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を岡山県庁及び総社市役所に備え置いて縦覧に供する。）

# 令和8年3月24日 岡山県公報 第12788号

## ◎岡山県告示第百三十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和八年三月二十四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 和气笹目作東線
- 三 道路の区域

区 域	新 旧 別	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
和气郡和气町藤野字砂田九〇六番一地从先から 和气郡和气町藤野字瀬木之元一〇六一番一地从先まで	新	一一・四〇 一五・四	三七・二
和气郡和气町藤野字砂田九〇六番一地从先から 和气郡和气町藤野字瀬木之元一〇六一番一地从先まで	旧	九・一〇 一二・一	三七・二

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 勝央仁堀中線
- 三 道路の区域

令和8年3月24日 岡山県公報 第12788号

一 道路の種類 県道  
 二 路線名 上高末総社線  
 三 道路の区域

区 域	新 旧 別	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
赤磐市中勢実字後田二二六番五地先から 赤磐市中勢実字池尻二二九番一地先を 経て 赤磐市中勢実字池尻三三〇番七地先を 経て 赤磐市仁堀中字石井谷六六番二地先を 経て 赤磐市仁堀中字石井谷六五番八地先まで	新	六・五 三〇・九	二二三〇・七
赤磐市中勢実字後田二二六番五地先から 赤磐市仁堀中字石井谷六五番八地先まで	旧	三・三 六・七	二二九五・二
赤磐市中勢実字後田二二六番五地先から 赤磐市中勢実字池尻二二九番一地先を 経て 赤磐市中勢実字池尻三三〇番七地先を 経て 赤磐市仁堀中字石井谷六六番二地先を 経て 赤磐市仁堀中字石井谷六五番八地先まで	旧	六・五 三〇・九	二二三〇・七

一 道路の種類 県道  
 二 路線名 市場青木線  
 三 道路の区域

区	域	新旧別	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
総社市新本字衛士四二一五番地先から 総社市新本字仁古七七四六番三地先まで		新	四・二〇 一七・〇	一六五九・七
総社市新本字衛士四二一五番地先から 総社市新本字免田二九三九番一地先を 経て		新	一二・〇〇 二八・五	一九七七・〇
総社市新本字衛士四二一五番地先から 総社市新本字仁古七七四六番三地先まで		旧	四・二〇 一七・〇	一八五六・五

区	域	新旧別	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
総社市新本字台三六六一番四地先から 総社市新本字台三六四九番一地先まで		新	八・四〇 一七・〇	八八・七
総社市新本字台三六六一番四地先から 総社市新本字台三六四九番一地先まで		旧	八・四〇 一〇・〇	八八・七

令和8年3月24日 岡山県公報 第12788号

◎岡山県告示第百三十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和八年三月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

道路の種類	路線名	区間	供用開始年月日（時間）
県道	和気笹目作東線	和気郡和気町藤野字砂田九〇六番一地先から和気郡和気町藤野字瀬木之元一〇六一番一地先まで	令和八年三月二十四日
県道	上高末総社線	総社市新本字衛士四二一五番地先から総社市新本字免田二九三九番一地先を経て総社市新本字仁古七七四六番三地先まで	令和八年三月二十四日（十時）
県道	市場青木線	総社市新本字台三六六一番四地先から総社市新本字台三六四九番一地先まで	

◎岡山県告示第百三十五号

岡山県港湾施設管理及び利用条例（昭和二十七年岡山県条例第二十一号）第十九条第一項の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

令和八年三月二十四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 管理を行わせる施設

平成十九年岡山県告示第三百六十八号（指定管理施設の指定）で定める施設

二 指定管理者となる団体

岡山市南区築港元町八番五〇号

岡山港埠頭開発株式会社

代表取締役 阿部 崇

三 指定の期間

令和八年四月一日から令和十三年三月三十一日まで

◎岡山県告示第百三十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、矢掛都市計画下水道事業矢掛町公共下水道の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和八年三月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

施行者の 名 称	矢掛町
事業の種類及び名称	矢掛都市計画下水道 事業矢掛町公共水 道
事業施行期間	平成六年一月二十一日 から 令和十五年三月三十一 日まで
事業 地	収用の部分 変更なし 使用の部分 該当なし

〔一〇八〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和八年三月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 SUPER CENTER PLANT-5 鏡野店  
所在地 苫田郡鏡野町布原字一番丁一三六番ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社PLANT  
住所 福井県坂井市坂井町下新庄一五号八番地の一  
代表者の氏名 代表取締役 三ツ田泰二

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称、住所及び代表者の氏名

(変更前) 名称 株式会社PLANT

住所 福井県坂井市坂井町下新庄一五号八番地の一  
代表者の氏名 代表取締役 三ツ田佳史

(変更後) 名称 株式会社PLANT

住所 福井県坂井市坂井町下新庄一五号八番地の一  
代表者の氏名 代表取締役 三ツ田泰二

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名

(変更前) 名称 株式会社PLANT

住所 福井県坂井市坂井町下新庄一五号八番地の一  
代表者の氏名 代表取締役 三ツ田佳史

(変更後) 名称 株式会社PLANT

住所 福井県坂井市坂井町下新庄一五号八番地の一  
代表者の氏名 代表取締役 三ツ田泰二

4 変更年月日

令和七年九月二十一日

二 届出年月日

令和八年三月十二日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

令和八年三月二十四日から同年七月二十四日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課及び同課ホームページ

令和8年3月24日 岡山県公報 第12788号

〔二〇九〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により県営土地改良事業の換地処分を次のとおり行った。

令和八年三月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 地区名

建部地区 吉田工区

二 換地処分年月日

令和八年二月二十五日

令和8年3月24日 岡山県公報 第12788号

〔一一〇〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第一項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

令和八年三月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

測量区域	岡山市北区、同市南区、倉敷市、津山市、笠岡市、高梁市、新見市、瀬戸内市、真庭市、美作市、和气郡和气町、真庭郡新庄村、苫田郡鏡野町及び久米郡美咲町
測量の種類	基本測量（電子基準点測量）
測量期間	令和八年四月一日から令和九年三月三十一日まで

〔一一一〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、津山市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和八年三月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

内 津山市山下ほか地	測量区域
公共測量（3D都市モデル作成）	測量の種類
令和八年二月二十七日	終了年月日

◎岡山県議会規則第一号

岡山県議会議規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年三月二十四日

岡山県議会議長 遠藤康洋

岡山県議会議規則の一部を改正する規則

岡山県議会議規則（昭和五十一年岡山県議会議規則第一号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「六週間」を「八週間」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

◎岡山県人事委員会規則第三号

岡山県費負担教職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年三月二十四日

岡山県人事委員会委員長 安 田 寛

岡山県費負担教職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

岡山県費負担教職員の給与に関する規則（昭和三十一年岡山県人事委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第二条の四第一項第二号中「なつたこと又は地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「地公法」という。）第二十二條の四第一項の規定による採用（地公法の規定により退職した日の翌日におけるものに限る。以下この条及び次条において同じ。）をされたことにより」を「なつて」に改め、同項第三号中「なり、又は地公法第二十二條の四第一項の規定による採用をされ」を「なつて」に改め、同項第四号中「地公法第二十二條の四第一項の規定による採用をされ、かつ、当該採用の日」を「新たに給料表の適用を受ける県費負担教職員となつた者で、新たに給料表の適用を受けることとなつた日（以下この条において「適用日」という。）」に、「採用の前日」を「適用日前」に、「異動し、当該異動」を「異動したこと又は新たに給料表の適用を受ける県費負担教職員となつて当該学校等に勤務することとなつたこと」に改め、「なるもの」の下に「（次号に掲げるものを除く。）」を加え、同項第五号中「地公法第二十二條の四第一項の規定による採用をされた県費負担教職員で、当該採用の日の前日」を「新たに給料表の適用を受ける県費負担教職員となつた者で、適用日の前日」に、「採用の前日」を「適用日前」に改め、同条第二項第二号中「当該県費負担教職員が給料表の適用を受けることとなつた日又は地公法第二十二條の四第一項の規定による採用をされた日」を「適用日」に改め、同項第三号中「当該県費負担教職員の給料表の適用を受けることとなつた日又は地公法第二十二條の四第一項の規定による採用をされた日」及び「その日」を「適用日」に改め、同項第四号中「当該県費負担教職員が同号の採用の日前から地公法第二十二條の四第三項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）」を「適用日前から給料表の適用を受ける県費負担教職員」に改め、同項第五号中「当該県費負担教職員が同号の採用の日前から定年前再任用短時間勤務職員」を「適用日前から給料表の適用を受ける県費負担教職員」に、「当該採用の日」を「当該適用日」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の岡山県費負担教職員の給与に関する規則の規定は、令和七年四月一日から適用する。

（岡山県費負担教職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の一部改正）

2 岡山県費負担教職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（令和七年岡山県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

附則第二項及び第三項を削る。

附則第四項中「改正後の規則」を「岡山県費負担教職員の給与に関する規則」に、「以後に地公法」を「以後に地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「地公法」という。）」に、「令和四年改正条例」を「職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和四年岡山県条例第四十三号。以下「令和四年改正条例」という。）」に、「定年前再任用短時間勤務職員」を「地公法第二十二條の四第三項に

規定する定年前再任用短時間勤務職員（次項において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）に、「暫定再任用職員」を「令和四年改正条例附則第三条第四項に規定する暫定再任用職員（次項において「暫定再任用職員」という。）」に改め、同項を附則第二項とする。

附則第五項中「改正後の規則」を「岡山県費負担教職員の給与に関する規則」に改め、「異動をした日」の下に「又は岡山県費負担教職員が新たに給料表の適用を受けることとなった日」を加え、同項を附則第三項とする。

附則第六項の見出し中「特地勤務手当」を「へき地手当」に改め、同項を附則第四項とする。

◎岡山県人事委員会規則第四号

岡山県県費負担教職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年三月二十四日

岡山県人事委員会委員長 安 田 寛

岡山県県費負担教職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

岡山県県費負担教職員の給与に関する規則（昭和三十一年岡山県人事委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

別表第一の二級地の項を次のように改める。

二級地	笠岡市立北木小学校 真庭市立中和小学校	笠岡市北木島町 真庭市蒜山下和
-----	------------------------	--------------------

別表第一の一級地の項中

一級地	新見市立神郷北小学校 " 新砥小学校	新見市神郷釜村 " 哲多町蚊家
-----	-----------------------	--------------------

を

一級地	新見市立新砥小学校	新見市哲多町蚊家
-----	-----------	----------

に改め、同表の準へき地校の項中

準へき地校	高梁市立中井小学校 赤磐市立仁美小学校 真庭市立湯原小学校	高梁市中井町西方 赤磐市仁堀中 真庭市久見
-------	-------------------------------------	-----------------------------

を

準へき地校	赤磐市立仁美小学校 真庭市立湯原小学校	赤磐市仁堀中 真庭市久見
-------	------------------------	-----------------

に改める。

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

◎岡山県人事委員会規則第五号

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。  
令和八年三月二十四日

岡山県人事委員会委員長 安 田 寛

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和四十九年岡山県人事委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第十六条第四項を削る。

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

◎岡山県人事委員会規則第六号

岡山県職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年三月二十四日

岡山県人事委員会委員長 安 田 寛

岡山県職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則

岡山県職員特殊勤務手当支給規則（昭和四十九年岡山県人事委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第二十二條第四項第二号中「七千五百円」を「八千円」に改め、同項第三号中「七千五百円」を「八千円」に、「三千七百五十円」を「四千円」に改める。

第二十六條第二項中「うえ」を「上」に改める。

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

◎岡山県人事委員会規則第七号

寒冷地手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。  
令和八年三月二十四日

岡山県人事委員会委員長 安田 寛

寒冷地手当に関する規則の一部を改正する規則

寒冷地手当に関する規則（昭和五十五年岡山県人事委員会規則第二十八号）の一部を次のように改正する。

別表第二中

〃	倉見	勝間田高等学校倉見演習林実習所
〃	倉見	新見市立千屋小学校
〃	倉見	勝間田高等学校倉見演習林実習所

に改める。

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

◎岡山県人事委員会規則第八号

職員の修学部分休業に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年三月二十四日

岡山県人事委員会委員長 安 田 寛

職員の修学部分休業に関する規則の一部を改正する規則

職員の修学部分休業に関する規則（平成十七年岡山県人事委員会規則第二十三号）の一部を次のように改正する。

第三条中「除く。」の下に「、寒冷地手当及び在宅勤務等手当」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

◎岡山県人事委員会規則第九号

地域手当に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年三月二十四日

岡山県人事委員会委員長

安 田

寛

地域手当に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

地域手当に関する規則の一部を改正する規則（令和七年岡山県人事委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

附則別表東京都のうち府中市の項中「十五パーセント級地」を「十六パーセント級地」に改め、同表広島県のうち広島市の項中「九パーセント級地」を「八パーセント級地」に改め、同表岡山県のうち岡山市の項中「三パーセント級地」を「四パーセント級地」に改め、同表岡山県のうち倉敷市の項中「二パーセント級地」を「四パーセント級地」に改める。

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

◎岡山県人事委員会規則第十号

扶養手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年三月二十四日

岡山県人事委員会委員長

安 田

寛

扶養手当に関する規則の一部を改正する規則

扶養手当に関する規則（令和七年岡山県人事委員会規則第十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第二号中「程度以上」を「以上（満十八歳に達する日後の最初の四月一日から満二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者にあつては、年額百五十万円以上）」に改める。

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

◎岡山県教育委員会規則第三号

岡山県教育委員会事務局の組織及び事務分掌規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年三月二十四日

岡山県教育委員会

岡山県教育委員会事務局の組織及び事務分掌規則の一部を改正する規則

（昭和三十二年岡山県教育委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「、全国高校総体推進班」を削る。

第十条第三項に次の一号を加える。

七 事務改善のうちICTを活用したものに関する事

第十三条第十二号を削る。

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

◎岡山県教育委員会規則第四号

社会教育主事の資格の認定に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年三月二十四日

岡山県教育委員会

社会教育主事の資格の認定に関する規則の一部を改正する規則

社会教育主事の資格の認定に関する規則(昭和三十五年岡山県教育委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

第四条第二号中「一年以上」を「六年以上(教育職員の普通免許状を有する者については五年以上)」に改める。

附則

(施行期日等)

1 この規則は、令和八年四月一日から施行し、この規則による改正後の社会教育主事の資格の認定に関する規則(次項において「新規則」という。)の規定は、同日以後社会教育主事の資格の認定を申請する者について適用する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に、この規則による改正前の社会教育主事の資格の認定に関する規則の規定により社会教育主事の資格の認定を受けた者は、新規則の規定により社会教育主事の資格の認定を受けたものとみなす。

◎岡山県教育委員会規則第五号

岡山県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則を廃止する規則を次のように定める。

令和八年三月二十四日

岡山県教育委員会

岡山県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則を廃止する規則

岡山県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則（昭和五十五年岡山県教育委員会規則第五号）は、廃止する。

附則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。



を

岡山県立勝山高等学校（蒜山校地に限る。）

白雲寮

真庭市蒜山上長田四一四四  
真庭市蒜山上長田一四一

男子  
女子

二八

附則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

に改める。

女子

◎岡山県教育委員会規則第七号

指導力不足等教員の取扱いに関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。  
令和八年三月二十四日

岡山県教育委員会

指導力不足等教員の取扱いに関する規則の一部を改正する規則

指導力不足等教員の取扱いに関する規則（平成十五年岡山県教育委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中第二号を削り、第三号を第二号とする。

第八条第一項中「又は第三号」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

◎岡山県教育委員会訓令第1号

序 中 一 般

岡山県教育委員会文書規程（平成八年岡山県教育委員会訓令第3号）の一部を次のように改正する。

令和八年三月二十四日

岡山県教育委員会

様式第十号中「~~非隣~~」を「~~隣~~」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

◎岡山県教育委員会告示第四号

（許認可事務等標準処理期間要綱（平成九年岡山県教育委員会告示第四号）の一部を次のように改正する。  
令和八年三月二十四日

別表本庁の部教育政策課の項を次のように改める。

岡山県教育委員会

<p>1 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第95条</p>	<p>特例民法法人の定款の変更認可及び残余財産の処分許可</p>	<p>30日</p>				
--------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------	------------	--	--	--	--

附則

この告示は、公布の日から施行する。